

# 「まちづくり懇談会」実施要領

## 1 開催目的

将来に向けたまちづくりについて、町内で活動している様々な団体と町長が直接意見交換することにより、町民の町政への参加促進を図るとともに、今後の町の行政運営に反映することを目的とする。

## 2 開催の形態

懇談会の名称は「タウンミーティング」（車座座談会）とする。

参加者の門戸を開放するため、「給食ミーティング」及び「タウンミーティング」の2種類とする。

「給食ミーティング」は、町民の皆さんに学校給食への理解を深めていただくとともに、給食メニューの魅力を感じていただくため、一緒に食べながら、より気軽な雰囲気ですら懇談するものとする。

「タウンミーティング」は、従来からのまちづくり懇談会形式を踏襲し、腰を落ち着けてじっくり懇談するものとする。

実施は原則として一年度で6回とし、概ね2ヶ月に1回程度とする。

※また、各種団体の総会后等に、その場にて「タウンミーティング」（車座座談会）を開催する方法も可能とする。

## 3 公募方法等

町広報紙、町ホームページなどを通して公募する。また、次に掲げる応募団体としての要件を満たしている団体と、開催場所や内容等について事前調整するものとする。

なお、応募者多数の場合は、抽選により参加団体を決定する。また、まちづくり懇談会への参加は、一年度につき1回とする。

## 4 応募団体

応募団体は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 町内に在住している人で構成されていること。

- (2) 懇談会当日に、原則として10人程度参加できること。
- (3) 当該年度内に「まちづくり懇談会」に参加した団体でないこと。
- (4) 不法行為等を行うおそれがある団体でないこと。

## 5 懇談の制限

次の各号のいずれかに該当する場合には、懇談を取消し及び中止することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 特定の営利事業の支援につながるおそれがある場合
- (3) 特定の政治団体・宗教団体に特別の利益又は不利益となるおそれがある場合
- (4) 個人・団体の誹謗・中傷となるおそれがある場合
- (5) 苦情や要望等が主たる目的となるおそれがある場合
- (6) その他「まちづくり懇談会」の趣旨に適さないと判断した場合

## 6 開催日時及び開催場所

開催日時は団体が希望する日時と町長等の日程を調整したうえで決定する。懇談時間は1時間程度とし、夜間の場合の終了時刻は、概ね午後8時までとする。開催場所は、町内施設とする。

## 7 運営方法

- (1) 司会進行は政策推進課職員が行い、懇談会の開始後、事前調整した懇談概要を説明する。その後、自由討論とするものとする。
- (2) 町側の参加者は、町長、副町長、政策推進課長、総務課長とする。また、懇談内容につき担当課長が出席するものとする。

## 8 応募方法

タウンミーティング（車座座談会）申込書（別紙様式第1号）に必要事項を記入のうえ、町役場2階政策推進課秘書室に持参するか、FAX、郵送又はEメールで申し込むものとする。

申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、政策推進課秘書室に備え付

ける。

## 9 開催通知

開催日時や場所、懇談概要等を文書により申込者あて通知する。

## 10 懇談内容の公表

町民に対して積極的な情報公開を行う観点から、懇談会における懇談内容は、団体名や個人名を特定しない形式で、町広報紙や町ホームページで公開する。

## 11 個人情報の取扱い

応募団体及び応募者の個人情報は、本懇談会開催に係る事務のみに使用する。

## 12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は町長が定めるものとする。